

議案第9号

宇治市墓地公園条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市墓地公園条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和6年2月15日提出

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第 号

宇治市墓地公園条例の一部を改正する条例

宇治市墓地公園条例（令和3年宇治市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項後段中「、前条第1項の許可を受けた日」を「、個別安置室に焼骨を安置した日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市墓地公園条例の規定は、この条例の施行の際現に個別安置室の使用の許可を受けている者についても、適用する。

（提案理由）

個別安置室の使用期間の起算日の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。